

飯山市放課後等デイサービス施設 指定管理者募集要項

1 趣旨

この要項は、地域で暮らす障害児の心身の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うことで、障害児の生活能力の向上及びその家族の負担軽減を図るとともに、飯山市放課後等デイサービス施設の管理運営業務を効率的・効果的に行うため、令和8年(2026年)4月からの新たな指定管理者を公募により選定するために必要な手続等について定めたものです。

2 施設の概要

名 称	飯山市放課後等デイサービス施設
所 在 地	飯山市大字飯山2 3 6 3 番地 飯山市子ども館内
構 造	鉄骨造

3 指定管理期間

令和8年(2026年)4月1日から令和13年(2031年)3月31日まで(5年間・応相談)
新たな指定管理者は、下記の期間において新旧の指定管理者間で引継ぎを行うものとします。なお、この場合において、引継ぎに要する経費は新旧指定管理者のいずれかで負担するものとします。

・引継ぎ期間

令和8年(2026年)1月から令和8年(2026年)3月まで
(詳細な日程は新旧の指定管理者間で調整)

4 応募資格

指定管理者に応募できる者は、次のすべての要件を満たす法人その他団体(「法人等」という。)です。なお、個人での応募はできません。

- (1)令和8年(2026年)4月1日現在、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第3項に規定する放課後等デイサービス事業を通算で1年以上実施していること。
- (2)応募の時点において、業務の実施に必要な児童福祉法等関係法令等の規定に基づく認可及び届出が可能な法人等であること。また事業に関し法律上必要とされる資格を有す

る者を従事させることができる法人等であること。

(3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により、飯山市から指名停止の措置を受けていないこと。

(4) 市及びその他の地方公共団体から、指定管理者の責めに帰すべき事由により、公告日から起算して 2 年以内に指定管理者の指定の取消しを受けた者でないこと。

(5) 市税その他の租税の滞納がないこと。

(6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続き開始の決定又は再生手続き開始の決定を受けていないこと。

(7) 法人等の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。

ア 破産手続開始の決定を受け復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員、同条第 2 号に規定する暴力団、又はこれらと密接な関係を有する者

5 募集要項の配布

令和 7 年(2025 年)10 月 1 日から 10 月 20 日までの間に、9 に記載する連絡先及び申請書提出先において配布するとともに、飯山市ホームページに掲載します。

6 応募手続き

(1) 提出書類及び部数

ア 飯山市公の施設の指定管理者指定申請書（様式第 1 号） 1 部

イ 飯山市公の施設事業計画書（様式第 2 号） 1 部

ウ 定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類 1 部

エ 法人にあっては登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 1 部

オ 役員名簿 1 部

カ 収支決算書、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書など（直近 3 期分）
1 部

キ 印鑑証明書 1 部

ク 市税その他の租税の未納がないことの証明書 1 部

- ケ 雇用計画書 1部
- コ その他市長が必要と認める書類 1部
- (2)申請書類の受付
 - ア 受付期間
令和7年(2025年)10月1日(水)から10月30日(木)まで(必着)
受付時間は午前9時から午後5時まで(土、日曜日及び祝日を除く。)
 - イ 提出方法
持参又は配達記録郵便による郵送
 - ウ 提出場所
飯山市大字飯山1110番地の1
飯山市民生部保健福祉課

7 指定管理者の選定方法

(1)飯山市施設管理適正化委員会による審査

飯山市施設管理適正化委員会において、申請団体から提出された応募書類の内容に基づき、次に掲げる事項について審査を行います。

- ア 管理運営方針について
- イ 団体の理念について
- ウ 利用者への対応について
- エ 地域振興について
- オ 収支決算書について
- カ 団体の安定性、継続性について
- キ 管理運営体制等について
- ク 安全対策等について

(2)指定管理者の候補者の選定

飯山市施設管理適正化委員会による審査の結果に基づき、指定管理者の候補者を選定します。

(3)議会の議決及び指定管理者の指定

指定管理者の候補者は、飯山市議会の議決を経て指定管理者に指定されます。ただし、議会の議決を経るまでの間に、当該指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じたときは、指定しないことがあります。

8 補則

前各項に記載するもののほか、詳細は仕様書に定めるところによります。

9 連絡先及び申請書提出先

〒389-2292

飯山市大字飯山1110番地の1

飯山市民生部保健福祉課

電話 0269(67)0727 FAX 0269(62)3127

メール hoken@city.iiyama.nagano.jp